

第3問 答案用紙<1> (会 計 学)

問題 1

問 1

①	588 千円	②	9,588 千円	③	3,000 千円
④	700 千円	⑤	3,000 千円	⑥	750 百万円
⑦	自己創設のれん	⑧	625 百万円	⑨	480 百万円
⑩	75 百万円	⑪	80 百万円	⑫	5 百万円

問 2

(1)

未償却原価による生産設備の測定は、過去の投資によるキャッシュアウトフローを、投資成果を得るための犠牲を表す費用として、耐用中の各期間に計画的・規則的に配分するための手続である。償却原価法による満期保有目的の債券の測定は、投資成果の一部である金利調整差額を、取得日から償還日までの各期間の利息収益として配分するための手続である。両者は資産の測定手続であるが、期間損益計算のためにキャッシュフローの一部を収益または費用として配分することを目的として行われる点で共通している。

(2)

広い意味での取得原価の1つである未償却原価による測定値は、継続利用している資産について、将来回収されるべき投資の残高を表す。一方、利用価値（使用価値）は、報告主体の主観的な期待価値であり、測定時点の市場価格と、それを超える無形ののれん価値とを含んでいる。利用価値による測定は、市場価格と並び、資産の価値を直接的に測定するものであるのに対し、未償却原価による測定は、資産の価値の測定方法としてよりも、資産の利用に伴う費用を測定するうえで重要な意味を持っている。

第3問 答案用紙<2> (会 計 学)

問題2

問1

①	81 %	②	2,722 千円
③	195 千円	④	10 個
⑤	187 千円	⑥	2,059 千円

※ ③は、次のように算定した194千円についても、別解として認められるべきと考えられる。
棚卸減耗量10個×売価@24×81%=194.4≒194千円

問2

(1)

整合的である	・	整合的ではない
取得原価基準の本質について、名目上の取得原価で据え置くのではなく、将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとするものと考えられている。		

(2)

洗替え法を支持する主張の論拠：固定資産の減損処理においては損失発生の可能性の高さを要件とするのに対し、棚卸資産における収益性の低下は、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回っているかどうかによって判断するため、簿価切下額の戻入れを行う洗替え法の方が、戻入れを行わない切放し法に比して、正味売却価額の回復という事実を反映するため、収益性の低下に着目した簿価切下げの考え方と整合的であると考えられる。
切放し法を支持する主張の論拠：収益性の低下に基づき過大な帳簿価額を切り下げ、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理において、いったん費用処理した金額を正味売却価額が回復したからといって戻し入れることは、固定資産の減損処理と同様に、適切ではないという考えられる。

第4問 答案用紙<1> (会 計 学)

問題 1

問 1

(1)	35.97 円	(2)	ストック・オプション： ☒ 有・否 転換社債型新株予約権付社債： ☒ 有・否
(3)	(算式) $\frac{\text{普通株式に係る当期純利益7,500,000円} + \text{当期純利益調整額280,000円}}{\text{普通株式の期中平均株式数208,493株} + \text{普通株式増加数56,000株}}$ (潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益) (29.41) 円		

問 2

(1)	1株当たり当期純利益の算定と開示を行う目的は、普通株主に関する一会計期間における企業の成果を示し、投資家の的確な投資判断に資する情報を提供することにある。そのためには、1株当たり当期純利益は、普通株主に係る当期純利益および普通株式の期中平均株式数に基づいて算定する必要がある。この点、優先株式への配当額は、普通株主に帰属しない金額に該当するため、損益計算書上の当期純利益から控除することとされている。
(2)	その他資本剰余金の処分による優先配当は、基本的に株主資本の払戻の性格を持つため、当期純利益から控除される普通株主に帰属しない金額には該当しないと考えられる。したがって、当期純利益から控除される優先配当は、留保利益から行われるものに限られる。

第4問 答案用紙<2> (会 計 学)

問題2

問1

①	1, 120, 000	②	1, 120, 000	③	480, 000	④	480, 000
---	-------------	---	-------------	---	----------	---	----------

問2

企業会計上、株主資本のうちその他利益剰余金の内訳項目間での振替処理を行うため、圧縮記帳額に係る費用計上が行われず、取得時における資産の額は5,000,000円となる。一方、課税所得計算上は国庫補助金相当額2,000,000円が損金算入され、取得原価から当該金額を差引後の3,000,000円が資産の額となる。そのため、取得後における企業会計上の減価償却費よりも課税所得計算上の損金算入限度額の方が少なくなるなど、差異解消時に将来の課税所得に対する増額効果があるため、将来加算一時差異が生じていることになる。

問3

課税所得計算上の圧縮記帳額と同額の国庫補助金相当額2,000,000円が固定資産圧縮損として計上され、取得時における資産の額は3,000,000円となる。よって、企業会計上と課税所得計算上とで資産の額が一致し、一時差異が生じないため、税効果会計を適用する必要がない。

問4

圧縮積立金を計上する場合、圧縮記帳額に係る費用は計上されないが、課税所得計算上は損金に算入され、期間差異が生じるため、税引前利益と法人税等を合理的に対応させるため、法人税等調整額を計上する。その他有価証券の評価差額は一時差異に該当するが、収益計上と益金算入の両者が行われなため、期間差異に該当せず、法人税等調整額は計上されない。

第4問 答案用紙<3> (会 計 学)

問題3

問1

(1) 発行会社の財務諸表を無条件に使用するのではなく、より実態に近い財政状態を算定するため、原則として、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定する必要がある。また、この際に基礎とする財務諸表は、決算日までに入手し得る直近のものを使用し、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明していればその事項も加味する必要がある。

(2) 子会社や関連会社等の株式については、その発行会社に対する支配または影響力の行使により、事業計画等を入手することができるため、回復可能性の判定が可能となることがある。回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合とは、事業計画等が実行可能で合理的なものとなっており、一定の場合を除き、概ね5年以内に実質価額が取得原価に相当する金額まで回復すると見込まれる場合をいう。

問2

満期保有目的の債券に分類された債券について、その一部を売買目的有価証券またはその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合をいう。この場合には、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券またはその他有価証券に振り替えなければならない。

問3

株式の追加取得により持分比率が増加し、その他有価証券が子会社株式または関連会社株式に該当することとなった場合、帳簿価額をもって振替時の評価額とされる。これは、「企業結合に関する会計基準」において、個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって、被取得企業の取得原価とすることとされていることとの整合性を保つことを論拠としている。

第4問 答案用紙<4>
(会 計 学)

問題4

問1

16,750 百万円

問2

計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が発生する可能性よりも高いという状況に比べ、発生しない可能性が著しく高い状況をいう。

問3

- (1) インプットとして捉える発生コストと、財またはサービスに対する支配の顧客への移転との間に直接的な関係がない場合があるという欠点がある。
- (2) 進捗度を適切に見積るための信頼性のある情報が不足している場合をいう。
- (3) 履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により処理する。一方、発生する費用を回収することが見込まれない場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することになる。

第5問 答案用紙<1> (会 計 学)

問題 1

問 1

①	2,902,000 千円	②	3,100,000 千円	③	574,080 千円
④	1,750,000 千円	⑤	300,000 千円	⑥	930,000 千円
⑦	4,385,000 千円	⑧	1,761,200 千円	⑨	208,000 千円

問 2

⑩	20,500,000 千円	⑪	15,262,500 千円	⑫	284,000 千円
⑬	5,900 千円	⑭	60,400 千円	⑮	△100,000 千円

問 3

⑯	961,200 千円	⑰	2,400 千円	⑱	76,000 千円
---	------------	---	----------	---	-----------

問題 2

問 1

投資が清算されたとみるか継続しているとみるかは、投資から得られる成果がその主要なリスクから解放されたかどうか、つまり事業投資の担い手たる企業の期待がどれだけ事実へと転化したのかに着目して成果を捉える。なお、事実への転化は、資金それ自体の流入に限られず、将来の環境変化や経営者の努力に成果の大きさが左右されなくなった場合や、企業が従来負っていた成果の変動性つまり事業投資のリスクを免れるようになった場合には、投資は清算されたものとみなされる。投資が清算されたとみる場合には、分離先企業から受け取った対価となる財の時価と、移転事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識する。投資が継続しているとみる場合は、基本的に移転損益を認識しないが、受取対価が現金等の財産のみである場合には、その時価または移転前に付された適正な帳簿価額と、移転事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識する。

第5問 答案用紙<2> (会 計 学)

問2

1つ目は、移転事業に対する投資が継続しているとみて移転損益を認識しない考え方である。これは、関連会社株式は他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であることから、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うべきものであり、移転事業に対する支配は喪失しても、関連会社株式の保有を通じて、当該事業に対する事業投資が継続しているとみる考え方である。2つ目は、移転事業に対する投資が清算されたとみて移転損益を認識する考え方である。これは、移転事業に対する支配を喪失することから、当該事業に係る事業投資のリスクから解放され、投資が清算されたとみて、受け取った対価となる財（関連会社株式）の時価と、移転事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識すべきとする考え方である。

問3

結合後企業のその他資本剰余金の処分による配当が、実質的に企業再編直前の投資先企業（結合当事企業）の留保利益相当額からの配当であることが確認できる場合、その他利益剰余金からの配当と同様に取り扱うことができると考えられる。ただし、被結合企業に関する投資が清算されたとみて交換損益を認識する場合には、その際に受取対価の時価にて投資を行ったものとするため、当該交換損益を認識した株主が、結合後企業のその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合には、配当原資に関わらず、投資の払戻しとして有価証券の帳簿価額を減額処理すべきである。したがって、結合後企業からの配当に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在し、当該留保利益を原資とするものと認められる配当を受け取った場合であって、配当を受領した株主が当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識していない場合には、受取配当金として収益計上することができる。